

建設工事における最低制限価格の取り扱いについて

平成 27 年 7 月 6 日 27 南管財第 334 号
平成 30 年 7 月 17 日 30 南管財第 177 号
令和 6 年 3 月 1 日 5 南管財第 312 号
最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 7 南管財第 12 号

1. 対象工事

南島原市が発注する競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する「建設工事」をいう。以下「工事」という。）のうち、履行確実性評価価格を設定する工事を除く工事に対して最低制限価格を設けるものとする。

2. 予定価格（税抜き）の算出

予定価格は、ランダム化の対象としない。

3. 最低制限設計価格（税抜き）の算出

最低制限設計価格（税抜き。以下同じ。）は、次表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

工 事 区 分	最 低 制 限 設 計 価 格
土木工事	設計金額の 92%
鋼橋及び鋼製の横断歩道橋等の工場製作工事	
建築工事（建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む）	
土木関連の電気設備工事、電気通信設備工事、機械設備工事	
建築関連の搬送設備工事及び解体工事	

4. 最低制限価格（税抜き）について

上記 3. で算出した額（最低制限設計価格）に乱数（事前ランダム係数）を乗じて最低制限基本価格（税抜き。以下同じ。）とし、最低制限基本価格に乱数（公開ランダム係数）を乗じて算定した額を最低制限価格（税抜き。以下同じ。）とする。

5. 数値の取り扱い

最低制限価格は、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとする。

6. 試行期間

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知する工事から当分の間施行する。